

久留米市雇用調整助成金申請等支援補助金

(新型コロナウイルス感染症対策)

国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請書類の作成を社会保険労務士に依頼した場合の費用を市が補助します。

申請受付期間

令和2年6月1日(月)～8月31日(月)まで

※ 申請が**予定件数に達した時点で受付を終了**させていただく場合がございます。

補助金額

10万円 を上限に全額補助 (1事業者1回限り)

補助対象者

次の項目を満たす方が対象です。
申請書提出前に、久留米市労政課へご相談ください。

	項目
1	助成金等の支給決定を受ける事業所の所在地が久留米市内にある
2	小規模の事業者で常時雇用する従業員が20人以下である (パート、アルバイトは含まない)
3	社会保険労務士と顧問契約や包括契約などを行っていない
4	新型コロナウイルス感染症に係る国の雇用調整助成金等の申請を初めて行う
5	暴力団および暴力団員ではなく、また暴力団および暴力団員と密接な関係にはない
6	市税の滞納がない
7	都道府県社会保険労務士会に所属している社会保険労務士に依頼する

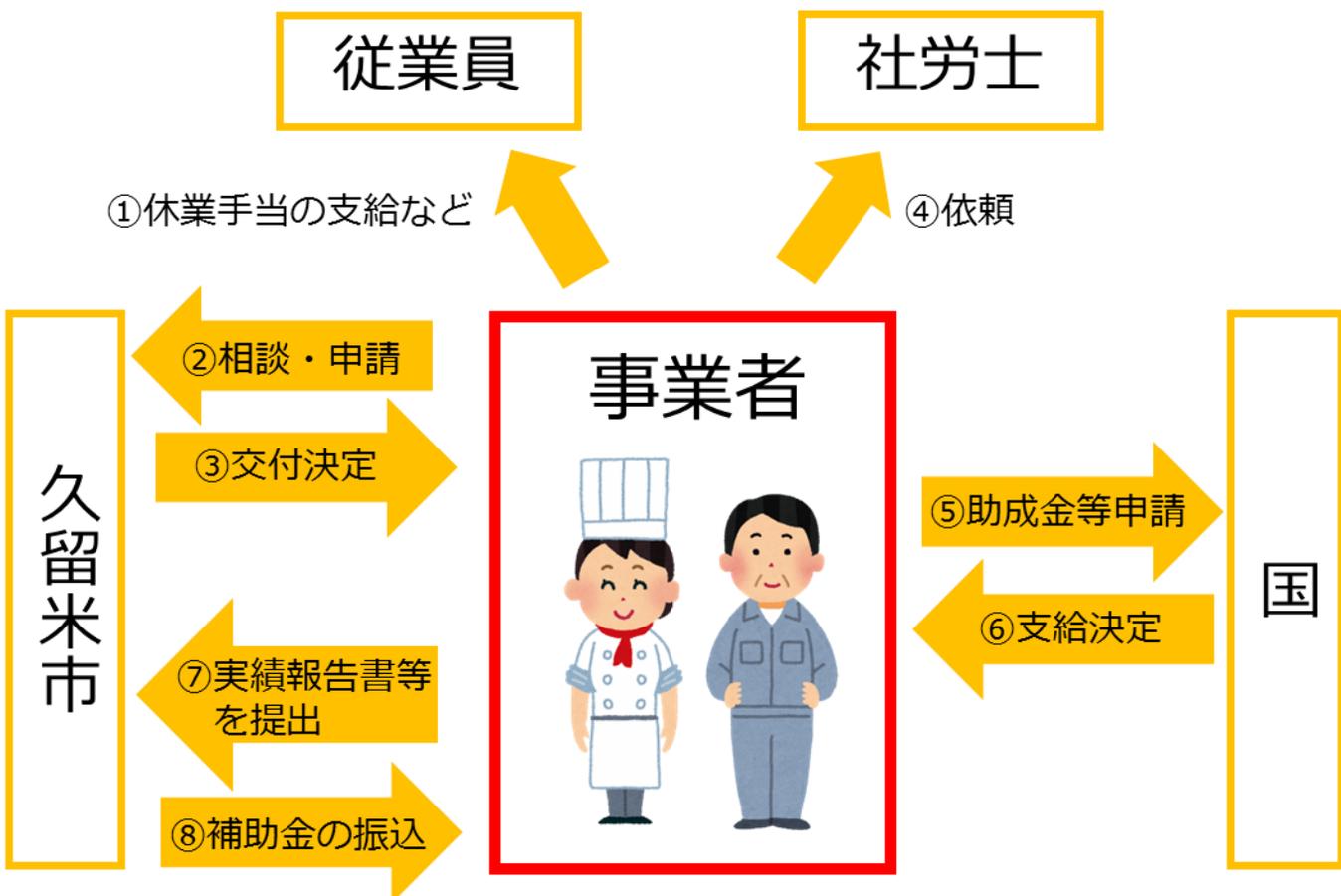
※裏面の提出書類等もご確認ください

問い合わせ・申請受付

久留米市役所 商工観光労働部 労政課

TEL : 0942-30-9046 FAX : 0942-30-9707 受付時間 : 平日9時～17時
〒830-8520 久留米市城南町15番地3 (市役所11階)

申請の手順



提出書類

補助金の申請時に必要な書類	補助金の支払い時に必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> 補助金等交付申請書 役員名簿 誓約書 <p>※社労士と契約する前に提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 社労士からの領収書(写) 社労士との契約書(写) 国への雇用調整助成金等の支給申請書(写) 国からの雇用調整助成金等の支給決定通知書(写) 補助金等請求書 振込金融機関の口座番号等が確認できるもの(通帳コピー等) <p>※雇用調整助成金等の支給決定を受け、社労士への支払いが終わってから提出してください。</p>